

埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響等による経営環境の変化に対応するため、中小企業等経営強化法（平成11年法律 第18号、以下「法」という。）第14条第1項に規定する経営革新計画に係る承認及び法第15条第1項に規定する経営革新計画に係る変更承認を受けた中小企業者等がその承認を受けた計画に基づき、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発、効率化による生産性向上、販売促進等を行う際にかかる費用について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、法第2条第5項に規定する「特定事業者」で、県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）とする。

(補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

- 第3条 補助対象事業者は、中小企業者等で知事が別に定める要件に該当する者とする。

2 補助の対象となる事業、経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 3 第1項に定める申請書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。
- 4 補助対象事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定通知書の様式)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画の変更)

- 第6条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第4号の変更承認書により補助事業者に通知するものとする。
- 3 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2に掲げる変更とする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の様式等)

- 第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業等が完了（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）した日から30日以内又は知事が別に定める日のはずれか早い日までとする。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 第1項に定める報告書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(額の確定)

- 第9条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第7号の補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第10条 補助金の支払いは、精算払いによるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第8号の補助金の交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。
- 2 知事は、補助金交付請求書及び添付書類の内容を審査し、適當と認めるとときは補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

- 第11条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業等の公開)

- 第12条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（企業名、補助金額等）を公開することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

別表 1（第3条関係）

補助対象事業、経費及び補助率等

補助対象事業	<p>【内容】</p> <p>知事の承認（変更承認を含む）を受けた経営革新計画に基づき、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発、効率化による生産性向上、販売促進等を行う事業</p> <p>※単なるホームページによる周知や会計ソフトを入れるというような取組ではなく、デジタル技術を活用し新サービス・新製品の開発をすることで、新事業展開や販路の拡大等につながるようなもの</p>
補助対象経費	<p>建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、その他経営革新計画事業において必要と認める経費</p>
補助率 補助額	<p>【内容】</p> <p>知事の承認（変更承認を含む）を受けた経営革新計画に基づき、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発、効率化による生産性向上、販売促進等を行う際にかかる費用で、知事が別に定める要件に該当するもの</p> <p>補助率は補助対象経費の2分の1以内 補助額は50万円～150万円</p> <p>※補助上限額は150万円。補助対象経費が100万円未満となる場合は申請できない。</p> <p>補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

別表 2（第6条関係）

軽微な変更	<p>【補助金の減額】</p> <p>補助金交付決定額の減額のうち不用となる額が20%以内のもの</p>
-------	--

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかつたと認められるとき。

所 在 地 :

事 業 者 名 :

代表者職・氏名 :